

(29) 『大阪市史 第四』一六九八~九九頁。

(30) 前注(10)史料。

(31) 天明六(一七八六)年の町触では大の車の代銀は五三匁位、小で四五匁位とある(『大阪市史 第三』復刻版、清文堂出版、一九七九年、一一二八~二九頁)。

(32) 前注(10)史料。

(33) 前注(9)史料。

(34) 前注(10)史料。

(35) 大阪歴史コレクション「馬居取り錢差支之御頼」。

(36) 『大阪市史史料第五十六輯 諸事控(下)』四〇頁。

(37) なお蔵屋敷のように個別の屋敷で安定的な需要がみこめる場合には、屋敷を単位とした仲間形成も当然進んだはずである。前稿では地位の物件化が進む十八世紀の半ば以降に蔵仲間の形成を想定したが、浜仲仕と相似的な仲間はずつと以前から存在していたことも予想できる。

(38) 市場にあって問屋が仕入先や販売先と形成する関係所有とは、売場所有を媒介にすることで、利潤実現や相手に対する優越的な地位を保障するものだったという(吉田伸之「日本近世の巨大都市と市場社会」「歴史学研究」六一二号、一九九〇年一二月。のち同『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年に所収)。これと対比すれば、土地や用具の所有からは疎外されている日用¹仲仕が浜での荷役を独占しようとすれば、生活上の共同性に基づいた町からの庇護が必要だったのではない。

近世大坂の酒造労人口入屋仲間と都市社会

屋久 健二

はじめに

本稿の目標は大坂三郷の酒造家に酒造労人を口入れする口入屋仲間の仲間式目(「式目」)を主な素材として、そこに登場する都市の諸存在との関係を通して口入屋仲間の特質を明らかにすることである。

その際、ここでは次の二点を意図している。

一点目は、大坂三郷酒造仲間とそれをめぐる社会構造分析の一環だということである。すなわち酒生産にとって重要な労働力の問題を口入屋仲間を素材に検討することにしたい。これに関する研究としては、小松和生氏による、大坂三郷酒造業をめぐる一連の先駆的研究が注目される。^① 小松氏の研究は大坂三郷酒造業の展開や生産・流通の問題まで、重要な論点を網羅的に検討した本格的なものであるが、灘地域の発展に対し、大坂三郷酒造業の衰退の原因を探るという視角に収斂してしまうという欠点を有していた点は否めない。そのため生産の局面でいうと、灘地域における精米が水車によつていたことや労働力編成が杜氏を中心とした「杜氏支配型」であった点と比較する形で、口入屋を介在させた大坂三郷の労働力の方を大坂三郷酒造業の限界と評価するにとどまり、口入屋についての具体的な分析を欠く結果となっている。

そうした評価の前に、酒造家と労働力の結節点である口入屋仲間やその仲間式目である「式目」にそくした具体的な分析を積み重ねていく必要があろう。

二点目は、近世大坂三郷の都市社会史の一環だということである。「式目」には、口入屋仲間が公儀橋請負人塚口屋七兵衛や長町木賃宿仲間と争論になつたことが記載されている。塚口屋が公儀橋請負人であることや、その助成として旅籠屋株が赦免された事実自体は、従来からよく指摘されてきたことであるが、旅籠屋株の社会的性格やそれと密接に関連する塚口屋の利害については考慮されていない。⁽³⁾一方の長町木賃宿仲間は、いわゆる下層社会が展開する場として注目され⁽⁴⁾てきた。しかし、例えば木賃宿の設置について、「新修大阪市史」では「無宿人をこの地域に封じ込めるため」と述べてお⁽⁵⁾り、その限りでは適切とも思われるが、おおよそ町奉行側からの視点、すなわち治安維持という都市政策との関係から位置づけであり、ここでも長町木賃宿仲間にそくした視角が欠如している。

以上のように見てくると、先の一点目にくわえて、さらに塚口屋や長町木賃宿仲間の利害にも注目しつつ、そこで得られた論点を通して口入屋仲間の特質に迫る必要がある。

1 「式目」と口入屋仲間

第1節では、口入屋仲間の仲間式目（「式目」）の内容と性格を検討する。なお、ここで注意しておきたいことは、「式目」は口入屋仲間の式目であるにもかかわらず、北堀江五丁目の酒造家である名田屋清兵衛家に伝來したものだということである。

〔史料1〕

（表紙）

文化九壬申年二月

式 目

平野屋清七

組合中申合式目之事

一銘々家業之儀者、元禄年中三郷酒造屋藏男並ニ米踏劔人等寒中之劔ニ付、当地之奉公人抔ニ而難相勤、依而右様荒劔相勤候人柄之者口入請負仕、是ニ付北国筋都而雪國之農業難出来、冬分諸方江稼ニ罷出候達者成郷民共、当地⁽¹⁾雇ニ罷越、尤困窮之者は登坂之路用等先貸付致置、依而追々当着之人々口入致、右之通り年々仕来渡世仕罷在候處、享保十五戊午五月、從御公儀様我等組合中三拾軒在之候もの一統被為御召、渡世之筋御尋ニ付、則古來⁽²⁾仕來り渡世之趣委敷奉御答申上候處、御聞済相成、聊も相滞儀無之、數年来無難ニ相続仕難有奉存罷在候處、其後明和六丑御橋請負人塚口屋七兵衛⁽³⁾より我等仲間相手取、旅籠屋似寄之由申立、株札貸付度段奉願上候付、則一統御召出ニ相成候上、旅籠屋・木賃宿等ニ似寄之筋無之趣一応者返答仕候儀ニ候得共、願人七兵衛⁽⁴⁾より以来新規ニ劔人口入之者出来候共、其元組合之外へ株札貸付間敷段我等組合中江証文被差入、且又於御役所御利解等有之、依て旅籠屋等ニ似寄之有無強而不申立、其砌組合拾八軒之内へ株札拾枚借請、是ニ而双方對談行届、家業永続仕罷在候處、其後三拾ヶ年も相立、寛政十弐申年長町宿屋共⁽⁵⁾組合中相手取、酒造屋・搗米屋・絞油屋、此三商売劔人、無宿空人別之者ニ付都而長町泊り方人牴之由申立奉願上候ニ付、是又追々及出入、既ニ文化五辰年迄九ヶ年之間及争論候得共、兎

角返答嘆願之筋難相立、依て酒屋年行司衆ら取扱被呉、漸対談行届、長町足溜与相唱候、尤明和之頃組合拾八軒之處、寛政十式長町ら被相手取候節者十式軒ニ相減有之、尚又出入中九ヶ年之間ニ、三軒相減候而當時九軒ら余内銀差出候事相成申候、雖然長町宿屋共ら顧面之趣、同所泊り方之者与我等口入致候劔人余程人跡ニ差別在之、殊更我々渡世筋等甚相違之儀ニ而、勿論先祖ら百余年も仕来り別面正路実意ニ渡世相続仕居、何之差障も無之儀、右様之時宜ニ成行候段誠ニ迷惑至極、殊ニ長々心労之取詮も無之実ニ嘆ケ敷次第、乍然時ニ心し是非なき儀与相諦罷在候得共、自今以後猶我等仲間一統之者長町泊り方人跡之風儀ニ不相成様心得方左之通

これは文化九（一八二二）年に作成された「式目」の前文にあたる部分である。省略した部分の末尾には口入屋仲間九人が連名しており、表紙の平野屋清七は、その一員である。これは名田屋と平野屋の酒造劔人口入れに關わる得意関係を意味する。

まず概要を確認しておこう。史料冒頭には、大坂三郷の酒造家に藏男・米踏劔人を口入れする口入屋仲間が、①元禄期（史料中の番号、以下同じ）から存在していることが記されている。「口入請負」とあるように、彼らは酒造劔人の口入れを酒造家から請け負う存在であり、それは元禄段階から既に存在していたのである。藏男とは酒の仕込工程に従事する藏劔人のことであり、技術・経験が重視される存在である。藏劔人の長が杜氏である。一方の米踏劔人とは仕込工程の準備作業である精米作業に従事する存在であり、労働上の特色は日雇い・単純労働・重労働の三点にまとめることができる。⁽⁶⁾酒造劔者としての両者は対照的な存在だといえよう。その他ここでは次の点にも注目しておきたい。第一に、酒造劔人は「寒中之劔」・「荒劔」のため大坂の奉公人では勤められないとして、「北国筋」の「達者成郷民」の出稼ぎによつて構成されている点である。第二に、元禄期段階の口入屋仲間は藏劔人と米踏劔人の両方を口入れしていた点である。

続く②享保十五（一七三〇）年には、公儀（町奉行）による「渡世之筋御尋」のため、口入屋仲間三〇軒が呼び出され、その時に口入屋仲間は「御聞済」、すなわち公認されたことが記されている。ここでは、第一に、享保十五年段階で口入

屋仲間は三〇軒存在していること、第二に、享保十五年に町奉行より公認されたことに注目しておきたい。

③明和六（一七六九）年には、口入屋仲間は公儀橋請負人（「御橋請負人」）の塚口屋七兵衛と争論になつたことが記されている。「はじめに」で紹介したように塚口屋七兵衛は公儀橋請負人になることによって、その助成として旅籠屋株を赦免された存在である。ここでは口入屋仲間の旅籠屋類似の行為（「旅籠屋似寄之由」）が争点になつており、そのため塚口屋は口入屋仲間に旅籠屋株を貸し付けないと主張している。これは塚口屋が口入屋仲間に對し、「新たに劔人口入者が現れても、口入屋仲間以外には旅籠屋株を貸し付けない」との証文を提出し、また町奉行所の介入もあり、最終的には口入屋仲間一八軒が旅籠屋株一〇株を借り受けることで決着している。以上のことから第一に、この段階で口入屋仲間が、享保期の三〇軒から一八軒に減少していること、第二に、「旅籠屋似寄之由」とあるように口入屋仲間の業態が問題になつてゐること、第三に、口入屋仲間は一八軒であるにもかかわらず、それより少ない旅籠屋株一〇株の借受けで最終的に決着していることに注目しておきたい。最後の点は、塚口屋や塚口屋に赦免された旅籠屋株の性格と密接に関連していることが予想されるが、この争論をめぐる詳細は次節で扱うこととする。

その後、④寛政十一（一八〇〇）年には、今度は口入屋仲間と長町木賃宿仲間が争論になつたことが記されている。この争論で長町木賃宿仲間は、酒造屋・搗米屋・絞油屋の三商売の劔人は無宿空人別の者であるから、自分たちが口入れすべきであると主張している。ここでは第一に口入れする劔人が無宿空人別の者であるか否か、第二にそれを前提にして無宿空人別を口入れするのは長町木賃宿仲間であるかどうか、という二点が争点になつてゐるといえよう。この争論は、⑤文化五（一八〇八）年まで九年間も争われ、その間、口入屋仲間は「兎角返答嘆願之筋難相立」き状態であり、また酒造仲間年行司の仲裁もあり、口入屋仲間が「長町足溜」（長町木賃宿仲間の出先機関）と「唱」えることで決着する。そして明和期に一八軒存在した口入屋仲間は、寛政十二年には一二軒に減少しており、さらに争論中には九軒に減少し、⑥文化九年段階では、その九軒で長町木賃宿仲間へ「余内銀」を出しているという。この余内銀と長町足溜と「唱」えることが

連動していることはいうまでもない。しかし口入屋仲間としては余内銀を出してはいるが、「同所（長町木賃宿）泊り方之者与我等口入致候効人余程人牴ニ差別在之」と述べ、長町木賃宿仲間が扱う無宿空人別の者と口入屋仲間が酒造家に口入れする効人とでは大きな差異があることを強調している点が注目される。そして続く部分には、実際に「長町泊り方人牴之風儀ニ不相成様心得方」が書き上げられていくのである。

史料ではこの「心得方」については省略したが、その概要を記すと次のようになる。まず酒造家が口入屋仲間の大切な「御得意様」であることが記され、もし口入屋が効人の口入れに手間取った場合は、口入屋仲間全体で補うこと（二条目）。口入れした効人が効質錢を無駄遣いするようなことがあつたら口入屋が効人に申し諭すこと（三条目）、働き先で不勤のないよう口入れする際に口入屋が効人に対して厳しく申しつけること（四条目）、病人や死人が出た場合の口入屋の処置の仕方（五条目）。効人が欠落をした場合などの口入屋の対処方法（六条目）、博奕や遊里通いをする効人には口入屋が厳しく申し聞かすこと（七条目）、火の用心を心得るようにと口入屋が効人に厳しく申しつけること（八条目）、喧嘩口論や大酒飲み等はしないように口入屋が効人に申し諭すこと（九条目）、もしこれらに違反する効人がいた場合は即刻酒造家のもとから引き取り、今後決してその効人を口入れしないこと（一〇条目）、である。口入れの局面や生活の局面における効人の管理が口入屋の責任で行われることが明示されているといえよう。

以上の概観を踏まえて、まず「式目」の背景から考えていく。これまで述べてきたことからも明らかのように、「式目」作成の前提に長町木賃宿仲間との争論があり、それとの類似性を否定することに作成の目的がある点は明白であろう。そうすることによって、元禄期から続く酒造仲間との「口入請負」の関係を保持しようとする強い意向ができる。そしてこの「式目」を酒造仲間に提出することで、効人の生活管理の問題等が口入屋仲間の責任において行なうことができる。そもそも長町木賃宿仲間と口入屋仲間の争論を酒造仲間年行司が仲裁したことなども誓約されることになったのである。そもそも長町木賃宿仲間と口入屋仲間の争論を酒造仲間年行司が仲裁したことなどもあわせ考えると、一連の過程を経るなかで、口入屋仲間にに対する酒造仲間の主導権は一段と進展したことが推測される。

次に「式目」（文化期）以降の状況を確認しておこう。

〔史料⁽⁷⁾〕

一、入口壹ヶ年ニ、十五貫六百文長町へ出錢、外ニ六拾匁塚口やへ出銀、月ニ貳百文ツ、入用之掛ケ錢、右ニ付大ニ
難渋之趣申出、八分口錢之処壹分貳リニ御願申度、尤此間御取上ケ無之候間持場⁽⁹⁾へ相廻り申度（以下略）

右の史料は文久三（一八六三）年作成と推測される史料の一部である。⁽⁸⁾右によると口入屋仲間は、一ヶ年に長町木賃宿仲間に對して一五貫六〇〇文の出錢、塚口屋七兵衛に對しては六〇匁の出銀等があり、大変難渋しているという。そのため酒造仲間に對して口入れ口錢の増額を要求しているのである。そしてこれまで口錢の増額が実施されていないので、持場⁽⁹⁾（得意先の酒造家）を廻って願い出たいとのことが書き留められている。

右には口錢をめぐる酒造仲間と口入屋仲間の関係など興味深い論点を含んでいるが、ここで注目しておきたいことは、口入屋仲間が長町木賃宿仲間や塚口屋七兵衛に對してそれぞれ出錢・出銀している点である。長町への出錢とは「式目」での「余内銀」を意味し、塚口屋への出銀とは旅籠屋株の借賃を意味する。口入屋仲間と塚口屋七兵衛や長町木賃宿仲間との関係が文久三年の段階でもなお存続している点に注目しておきたいのである。最後に次の史料を見ておこう。

〔史料⁽¹⁰⁾〕

一、米踏貨銀 九分八厘通し 増銀なし

右之通相談之上取極申候以上

〔弘化⁽¹¹⁾年〕
巳十二月

三郷酒造家惣代

入口中

この史料は弘化二（一八四五）年、三郷酒造家惣代が米踏効人の賃銀を口入屋仲間に通知したものである。この時期、

株仲間解散が命じられたため、三郷酒造家惣代と呼ばれているが、実体は、三郷酒造仲間年行司と同じである。

右の史料からは、第一に、ここで決定・通知している質銀は米踏賃銀のみであること、第二に、その質銀は酒造仲間側で相談のうえ、決定し、実際に口入れする口入屋仲間側は決定そのものに関与していないことが注目される。⁽¹²⁾

年度	米踏賃銀	備考
天保 8 年 11/24	7 分 8 厘通し	「米踏賃銀」
天保 14 年 11/29	9 分 3 厘通し	「昨年5貨下ヶ之儀者勿論…近來之増方相止」
弘化 2 年 12/9	9 分 8 厘通し	「米踏賃銀」、11/17 「一決せず」
弘化 3 年 11/20	8 分 5 厘通し	「再度寄合」、「増銀なし」
		「米踏賃銀」、「火事ニ付休造多シ」
嘉永 4 年 12/5	7 分 8 厘通し	「米踏賃銀」
嘉永 7 年 11/20	9 分 6 厘	「米踏賃銀」、「十二月朔日5」
安政 3 年 11/5	1 叉 1 分通し	「米踏賃銀」
安政 4 年 11/9	1 叉 8 厘通し	「米踏賃銀」
安政 5 年 11/25	9 分 6 厘通し	「米踏賃銀」
安政 6 年 11/29	(不明)	「米踏賃銀」
万延元年 12/5	8 分 3 厘通し	「米踏賃銀」
文久 3 年 10/15 → 10/17 → 11/3	1 叉 8 厘 → 1 叉 2 分 8 厘 → 1 叉 5 分	「米踏賃銀」 米踏賃銀

「森本家文書」(関西学院大学図書館) CT 3-22, 23、「泉谷家文書」(同) CT 3-25~27, C29-52、「名田屋清兵衛文書」(大阪市立大学学術情報総合センター) A56~57などより作成。

なわち、ここでの争点やそれへの対応を見る限り、口入屋仲間が技術・経験が重視される蔵働人を口入れしている状況を想定することは困難である。以上のことより、実態として口入屋仲間と長町木賃宿仲間が口入れする働く人の質は近似的であり、少なくとも寛政期段階より以前に、既に両者は競合関係にあることがわかる。⁽¹³⁾

では、いつ頃から口入屋仲間は、米踏働人のみの口入れに限定されていたのだろうか。この点は寛政十二年の長町木賃宿仲間との争論が注目される。この争論では口入屋仲間が口入れする働く人が無宿空人別の者であるか否かが争点の一つとなっていた。もちろん口入屋仲間は、長町木賃宿仲間との類似性を強く否定するのだが、その一方で、長町木賃宿仲間の主張に対しては「兎角返答嘆願之筋難相立」くとあり、口入屋仲間による口入れは米踏働人に限定されていたと考えられるのではないか。すなわち、他の酒産地や大坂三郷酒造仲間内部における酒造家同士の競争を想定すれば、口入屋仲間への依存から脱却していたと考えられるのではないか。

2 塚口屋七兵衛と口入屋仲間

先の「式目」では、明和六年に口入屋仲間と塚口屋七兵衛が争論になつていていることが確認された。第2節では口入屋仲間と塚口屋七兵衛との争論を取り上げることにする。あらかじめ「式目」から得られる論点を振り返つておこう。

明和六年に口入屋仲間と塚口屋七兵衛との間で、旅籠屋株の貸付をめぐる争論が発生した。そこでは口入屋仲間の旅籠屋類似の行為が争点になっており、町奉行所の介入を経つつ、最終的に口入屋仲間一八軒が旅籠屋株一〇株を借り受けることで決着していた。まず町奉行所の介入については、享保十五年に、口入屋仲間が町奉行に公認されていた点が注目されるが、ここでは、第一に、口入屋仲間は町奉行に公認されていてもかかわらず、旅籠屋株を借り受けねばならなかつたこと、第二に、しかし口入屋仲間構成員数と借り受けた旅籠屋株数は一致しておらず、先に述べたように、これらの点は、公儀橋請負人塚口屋七兵衛やその助成として赦免された旅籠屋株の社会的性格と密接に関連することが予想される。そのため第2節ではこの点を明らかにすることを通して、明和六年の争論は口入屋仲間のどのような業態に起因していたのかを探っていくことにしたい。

次に塚口屋七兵衛や旅籠屋株について基本的な事実関係をおさえておこう。まず塚口屋七兵衛とは公儀橋の掛替や修復に関わって、公儀が負担すべき分を請け負った存在である(公儀橋請負人)。公儀橋とは京橋・野田橋・備前島橋・天満橋・天神橋・難波橋・高麗橋・本町橋・農人橋・日本橋・長堀橋・鳴野橋を合わせた一二橋のことである。この内、塚口

赦免内容	株数	備考
(所限)長町7・8丁目	10株	但、曾根崎新地ニ而取上株
長町7・8丁目へ貸付	5株	
(所限)八軒屋	11株	
(所限)天王寺村	10株	
(所限)相生東町・本堺町・ 本京橋町	2株	
(所限)本京橋町	10株	
(所限)曾根崎新地	5株	
(三郷通用)江戸堀新築地 曾根崎村梅田堤新建家	10株	建家擴候迄曾根崎新地三丁通用
(所限)北野村新建家	5株	
(所限)上福嶋村建家擴候 迄村通用	3株	
(三郷通用)御橋請負人	5株	
	900株	但、最初三百株有之候處、追面 増株六百株相願書面之高ニ成
(合計)	976株	

『町奉行所旧記』上（大阪市史史料第四十一輯、1995年）より作成。

屋が請け負った分は鳴野橋を除く一一橋である。⁽¹⁴⁾ この助成として塚口屋に赦免された旅籠屋株はどれくらい存在していたのだろうか。上の表2は文政期頃の旅籠屋株全体を一覧にしたものである。この表より注目されることは、第一にこの時期、旅籠屋株は合計九七六株存在していること、第二にその内、「御橋請負人」塚口屋に関する旅籠屋株は九〇〇株とその大部分を占めていること、第三にそれは初発の三〇〇株から六〇〇株の増株（合計九〇〇株）という二段階が存在していることである。⁽¹⁵⁾

以上の点を踏まえて、次に塚口屋の動向について検討してみよう。次の表3は塚口屋に関する町触を一覧にしたものである（表中①～⑪）。これらの町触の内容は次の三つに大別することができ

る。

まず第一は、公儀橋請負人の変遷に関するものである（備考欄分類記号イ）。おおよその概略は次のようになる。⁽¹⁶⁾ 明和六（一七六年）には新たに河内屋武右衛門が加わる（同⑦）。しかし文化七（一八一〇）年以降は再び塚口屋のみが公儀橋請負人となる（同⑨）。天保十四（一八四三）年には株仲間解散により、塚口屋はその任を解かれるものの（同⑩）、再興後の嘉永六年（一八五三）年に再び請負人となっていることが確認される（同⑪）。

第二は、公儀橋請負人に赦免された旅籠屋株の借受に関するものである（備考欄分類記号ロ）。例えば「人宿する者は塚口屋七兵衛から旅籠屋株を借り受けねばならない」であるとか、「借株質を滞らせてはならない」など、公儀橋請負人の助成を保証する内容が中心である。特徴として指摘できることは、これらが繰り返し触れられていることである。この点は公儀橋請負人にに対する保護の強さを示すものといえよう。

第三は、旅籠屋株の増株や、その旅籠屋株の適用範囲の拡大、御橋修復手当銀など、請負人への助成拡大に関するものである（備考欄分類記号ハ）。これらの町触から注目されることは、例えば旅籠屋株の増株の際に見られるように、まず塚口屋が願い出て、それを聞き届ける形で町触が出されていることである（同②など）。これは第二の点と同様に、公儀にとって公儀橋修復等の重要性や請負人への保護の強さを示すとともに、そのことと塚口屋の利害が密接に関連していることを窺わせる。なかでも注目されるのが、表中町触②である。これは安永二（一七七三）年十一月に触れられたものである。まず概要を見てみよう。

これまで塚口屋は旅籠屋株三〇〇株を赦免され、一ヶ月に一五匁で株を貸し付けてきたが、無株で営業する者や借株質を滞らせる者もあり、それでは公儀橋の掛替や修復に差し支えるとして、今回、塚口屋の願いにより増株が認められることになった。この増株について具体的な数値は明示されていないが、先の表2で確認した、三〇〇株から合計九〇〇株への増株を意味することは明白であろう。そしてこの増株に伴い、借株質はこれまでの一五匁から五匁に引き下げられ、「諸家用達船宿致候者も、用達用向之外二人宿致候類、并船宿ニ而も船付人数之外ニ旅人を差留、或荷付客と唱、人宿致候類ハ右株借受可申」とあるように、諸家用達の船宿であっても用達用向以外の者を宿泊させる場合、その他の船宿についても「船付人数」（船頭たち）以外の「旅人」あるいは「荷付客」（荷主）として宿泊させている場合は塚口屋の旅籠屋株を借り受ける必要が生じたのである。すなわち、旅籠屋株の増株に伴い、その適用範囲が拡大されていることがわかる。以上を通して、ここではまず以下の点を指摘しておきたい。第一に、借株質引き下げについては、同時に借株質の滞り

表3 塚口屋関係町触一覧

年月日	頭書	内 容	備考/分類
① 明和6. -.-		「公儀橋之分水々御修覆可致旨相願」→「旅籠株三百差免」	イ
② 安永2.11.20	常盤町三丁目塚口屋 七兵衛増旅籠株貸附之事	(1)「七兵衛儀、六年已前ち公儀橋十一橋掛替修覆共引受候ニ付、三郷通用旅籠屋株指免、 壱ヶ月銀拾五匁宛貸付來候」、(2)しかし「無株ニ而人宿いたし、又者株貸相滞候も有之」、 (3)「此度願ニよつて増株(600株)差免、 壱ヶ月株貢五匁宛ニ引下ヶ貸付」、(4)「諸家用達船宿致候者も、用達用向之外二人宿致候類、 并船宿ニ而も船付人数之外ニ旅人を差留、或荷付客と唱、人宿致候類ハ右株借受可申」、(5)「都而無株ニ而人宿致候もの於有之者…急度沙汰」	イ、ロ、ハ
③ 安永6.8.11	塚口屋七兵衛御免之 旅籠株之事	「此度依頼…聞届候間、(船宿の)荷付客トとなへ、人宿いたし候者ハ勿論、船宿ニ而も船付人数差留候分ハ、已来右株借り請可申候」	ロ、ハ
④ 天明元.12.1	御橋修覆手当銀御橋 請負人ち貸附之事	「七兵衛儀、右橋修覆手当銀…銀壱メ目ニ付 一ヶ月利銀十五匁迄之相対ニて…貸付申度旨願出候、其段聞届」	ハ
⑤ 天明3.正.21	公儀橋修覆受負人と も江御免之旅籠株貸 附之事	「塚口屋七兵衛・札ノ辻町池田屋利助(天明2年2月より)江差免置候三郷通用旅籠屋株、 一ヶ月貸貢五匁ツ、ニ貸付、…手広渡世致し候もの江ハ…株貸拾五匁迄ニ貸付、繼之人宿致候ものハハ其身上ニ応し五匁以下ニ而貸付度旨願出、聞届…度々無株之人宿有之、 七兵衛・利助願出候ニ付、尚又相触…」	イ、ロ、ハ
⑥ 天明7.10.23	公儀橋掛替修覆引受 人塚口屋七兵衛江御 免之三郷通用旅籠株 借受候もの、株貸差 滞らせ間敷事	「此節橋掛直シ有之ニ付株貸滞在之分ハ、早々 七兵衛方へ可相渡候」	ロ
⑦ 天明8.3.15	公儀橋請負人手当銀 貸附并旅籠株之事	(1)新たに公儀橋修覆請負人に南鍋屋町河内屋武右衛門を加えたい→「聞届」、(2)「貸付候手当銀引当ニ取候家屋敷之儀」、(3)「旅籠屋株之内、問屋商売致候者もの共へ貸付候分」、(4)「人宿いたし候ものハ七兵衛株借受候様毎々相触…已来無株ニ而右商売いたし候者於有之ハ、嚴敷遂吟味候」	イ、ロ、ハ
⑧ 天明8.12.26	公儀御橋請負人共江 御免之旅籠屋株、旅 籠屋者勿論諸向船宿	(1)「近頃諸問屋ニおひて荷主杯と唱、又ハ 船宿ニ而も、船頭杯者差構無之儀と心得違 候者も有之」、(2)「諸問屋ハ勿論船頭(船	ロ、ハ

	ニ而も、人宿致候者 ハ借受可申事	宿カ)ニ而も、荷付客并船頭船付人数たり とも宿いたし候ハ、右株借請可申」、(3)「三 人之者共相願…聞届…株借り請望人ハ向後 武右衛門と申談べし」	
⑨ 文化7.5.26	公儀橋御修覆請負人 之中、池田屋利助・ 河内屋武右衛門相退、 塚口屋七兵衛老人請 負候事	「利介相退キ、又々此度武右衛門儀病氣ニ而 請負難相勤退キ候ニ付…已来株借受候もの ハ、七兵衛へ可致相対候」	イ、ロ
⑩ 天保14.6.1	塚口屋重三郎御橋請 負并旅籠屋株支配差 止之事…	「以後拾壱橋掛直御修覆等之儀ハ、公儀ち御 入用申付候間、重三郎橋請負旅籠屋支配共 差止候」	イ
⑪ 嘉永6.正.28	塚口屋重三郎御橋請 負并旅籠屋株再興之 事	(1)「此度諸問屋再興ニ付…文化以前之通、 橋々御修覆定請負并旅籠屋差配復古之儀、 前書重三郎へ申付…統其旨可存候」、(2) 「前々之軒数ニ不限、現在之姿を以重三郎ニ 差配申付…泊茶屋之儀も旅籠屋並之通役 銀差出、夫々無差支様可致候」	イ、ロ

『大阪市史』第3卷・第4卷(初出は1912年、のち1965年清文堂より復刻)などより作成。

も指摘されており、旅籠屋株借受者の零細性に着目した措置であること、第二に、増株と株貸引き下げ・借株者の適用範囲の拡大が連動していること、第三に、しかし増株以前とそれ以後の関係は、三〇〇株×一五匁＝九〇〇株×五匁＝四貫五〇〇匁であり、初発の時点で構想されていた助成額が維持されていることである。

旅籠屋株借株者の適用範囲については、この後も拡大されることになる。まず安永六(一七七七)年(表中町触③)には、新たに船付人(船頭)を宿泊させる船宿も適用範囲に含まれ、天明八(一七八八)年十二月二十六日(同⑧)には、これまでの町触を総括する形で、問屋や船宿が、荷主や船頭を宿泊させる場合も旅籠屋株を借り受けねばならないということが再度触れられることになる。

以上を踏まえて、明和六年の争論は口入屋仲間のどのような業態に起因していたのかを検討することにしよう。その際、塚口屋と旅籠屋株の社会的性格に関わって次の二点に注目しておきたい。まず一点目は塚口屋に赦免された大量の旅籠屋株は、塚口屋自身の旅籠屋経営は全く想定されておらず、あくまで他人に貸し付けることを前提にした株だということである。くわえ

てこの株は公儀橋請負人としての塚口屋に赦免されたものであつて、売買はもとから想定されていなかつたと考えられる。

二点目は塚口屋と口入屋仲間の争論の時期に着目すると、その明和八年は塚口屋に旅籠屋株が赦免されてすぐの時期であることが注目される。明和六年に塚口屋に対し一気に三〇〇株もの大量の旅籠屋株が赦免されているが、おそらく三〇〇軒の旅籠屋の存在を前提としたものではなく、例えば口入屋仲間のように、一般的な旅籠屋ではない存在に対しても貸し付けることを前提に赦免された株だったのではないだろうか。この点は安永二年の増株時には端的に表れ、この時も一気に六〇〇株もの大量の増株が行われており、先述したようにこの増株と旅籠屋株の適用範囲の拡大は連動していた。六〇〇株もの増株は一般的には旅籠屋とは思われていない諸存在に貸し付けることを前提に赦免された株だったのである。

このように見てくると、塚口屋が旅籠屋株を貸し付けようとしている存在の共通性が見えてくる。これまで問題となつてゐる口入屋仲間・船宿・問屋は何れも旅人一般を宿泊させるような普通の意味での旅籠屋ではない。しかしこの三者は、人を宿泊させる点（人宿）で共通しているのではないか。まさに塚口屋は、これら諸存在の宿泊機能に着目して、これらの諸存在に旅籠屋株を貸し付けることを意図したと考えられるのである。「旅籠屋似寄之由」と主張する塚口屋と口入屋仲間の争論は、まさにそのことに起因していたと考えられるのである。

さて、塚口屋と口入屋仲間の争論は、口入屋仲間一八軒で旅籠屋株一〇株を借り受けることと、口入屋仲間の一八軒に一株が対応する形になつていない。そこで最後に塚口屋と口入屋仲間の双方にとつてそのことの持つ意味について考えておくことにする。

まず口入屋仲間については、口入屋仲間一八軒で一〇株を借り受けることで決着したことを見えて、「依て旅籠屋等二似寄之有無強而不申立（旅籠屋に似ているかどうかについては、あえて争わない）」とある点が注目される（「式目」中の波線部）。これは、口入屋仲間から見て、自分たちが旅籠屋であるという認識は全くないことを意味する。口入屋仲間にとつて旅籠屋株を借り受けることは外在的負担以外の何ものでもなかつたのである。しかし、口入屋仲間は、その主張がそのまま認められておくることになる。

3 長町木賃宿仲間と口入屋仲間

第3節では、まず十九世紀後半に觸れた四つの町触を順に概観してみよう。
あらかじめ、十九世紀後半に觸れた四つの町触を順に概観してみよう。

〔史料5〕⁽¹⁸⁾（安政六年三月九日条）

長町六丁目・同所七丁目・同所八丁目・同所九丁目、右四ヶ町旅籠宿木賃宿之義、前々ら旅人之宿致し候計ニ無之、難渋人共身上相仕廻、可手寄方無之、無宿相成、野宿袖乞いたし、或ハ日々市在江日雇歩行荷持、搗米屋・酒造

屋・絞油屋等へ労二罷越候者共之類、雨露を為凌候ため、右四ヶ丁宿屋共二限、聊之宿質取之、差泊遣候仕來ニ付而ハ、盜賊悪党共取締方之義も、右宿屋共へ追々嚴重申渡置候趣有之處、近來市中・並端々・町統在領旅籠屋共之内者勿論、奉公人口入煮壳屋渡世之者、又ハ小宿抔与唱、旅籠屋仲間ニも不加者共方ニ而、無宿空人別者等を、長町四ヶ丁宿屋同様之振合を以、猥ニ為致止宿候者不少由相聞、自然盜賊悪党共身を忍ひ候手寄ニ相成、一軒之取締方並ニ風俗ニも拘り、以外之事ニ付、早々相改、以來右軒之者等為致止宿申間敷候、若又此以後も右申渡不相用、長町四ヶ丁宿屋共同様之稼方致候者相聞候ハ、吟味之上急度可令沙汰候間、聊心得違無之様可致候

右之通三郷町中可触知者也
(19)

すなわち四ヶ町長町木質宿(長町六十九丁目)には旅人ばかりでなく、多くの無宿空人別の者が宿泊している。悪党盜賊取締方（治安維持）との関連もあり、無宿空人別の者の取扱（宿泊・口入れ）は長町六十九丁目の長町木質宿仲間に限つて認められてきたものである。しかし最近では、例えば「小宿」と唱え、長町木質宿仲間以外の者が無宿空人別の者を宿泊させ、長町木質宿と同様に無宿空人別の者の口入れをする者が現れている。そのため、長町木質宿同様の渡世の者を発見したら嚴重に処罰することが触れられている。

〔史料6〕（万延元年閏三月二十一日条）

〔史料5〕を触れた後）其後右宿屋年行司依頼、前書搗米屋・酒造屋・絞油屋方へ、日雇労之者稼先の方角ニ寄手遠ニ而、日々急入用又ハ急病代り雇入等無手支ため稼方方角ニ而労人足溜所之義さし免候處、右触面之趣忘却之者も有之哉、近頃ホウヒキト唱、無宿空人別之者引込為致止宿、親受等ニ相成、右三商売人方へ奉公ニ差遣、宿料判代等取之、又ハ裏借屋等ニ座敷借之姿ニ而、無人別之者差置キ、右労いたし候者も有之哉ニ而、無宿空人別之者致錯乱候而者、宿屋仲間ニ致止宿、労候者共凌方差支、其上万一惡党者入紛候而者、兼而右宿屋共へ申渡置候取締ニも拘り、以外之事ニ付、猥ニ無宿者を引込、宿料判代等取之、奉公ニ差遣候義ハ勿論、右足溜所之外ニ而、無宿空人別之者取扱申候（以下略）

これによると、先の安政六年の町触が出された後、長町木質宿仲間年行司の願いにより、搗米屋・酒造屋・絞油屋への口入れに關わつて「労人足溜所」（=長町木質宿仲間の出先機関）が設置された。しかし最近では「ホウヒキ」と唱え、無宿空人別の者を引き込み、止宿させ、請人などになることによつて口入れする者が現れてきた。そのため治安との関係も念頭に置きつつ、長町木質宿仲間や労人足溜所以外で、無宿空人別の者を取り扱わないように命じ、さらに搗米屋・酒造屋・絞油屋に対しても無宿空人別の者については、上記の者以外から雇い入れないように触れられている。

〔史料7〕（文久元年三月二十四日条）

米価並諸物価高直ニ而、諸人致難儀候ニ付而者、最前國々も無宿並野非人とも、追々當表へ集來土着同軒之者一同多人数相成、右之内二者病氣又者老幼之者、或飢渴ニ也可及軒之もの不少、右軒之もの行所も無之、差迫り候より自然盜等いたし候次第二押移り易、然而已ならず、人家店先等江寄集、渡世之障ニ相成、町家おいても迷惑可致、老幼病身之もの者行倒候場合ニ至り、不便之儀ニ付、救方取調中、長町四ヶ町宿屋共儀、救小屋取建、先前も請取來候搗米屋・酒造屋・絞油屋共方其外等江、右宿屋ニ止宿いたし候無宿空人別之もの、被相雇候世話料口錢を以、右難渋人とも救遣度趣相願候付、奉行所も入用銀下ヶ渡、救方為致候間、此旨相心得、於町々も右軒之難渋人見掛り候ハ、長町宿屋年行司共江申談、引渡遣し候様可致候

これによると諸物価高騰により、諸國の無宿野非人が大坂に流入したため、治安等との関係を懸念し、対策を検討していたところ、長町四ヶ町木質宿仲間は、以前より、無宿空人別の者を搗米屋・酒造屋・絞油屋などへ口入れすることで得ていた世話料口錢によつて「救小屋」の設置を願い出て、認められている。先の労人足溜所同様に、まず長町木質宿仲間側が願い出て、認められている点が注目される。そして最後に町々に対して難渋人（無宿空人別の者）を発見したら長町木

賃宿年行司へ届け、引き渡すように触れている。

〔史料8〕（文久二年八月二十七日条）

〔史料6〕を触れた後 紋油屋之儀者右之次第相守、嚴重取計罷在、搗米屋之内ニも同様嚴重相心得、取計候者も有之
趣ニ候得共、右者纏計ニ而、其余之分並酒造屋抔者、今以無宿空人別之ものを、長町四ヶ所宿屋外より雇入、為働居候
ものも有之由ニ而、前同様四ヶ所宿屋方ニ止宿致し候同躰之者働方者勿論、宿屋共渡世取統方差支、自然盜賊悪党と
も取締方ニも拘候趣相聞、重々如何之事ニ候條、早々相改、是迄触渡し之次第嚴重可相守候若又此後も相背候族相聞
候ハ、無用捨吟味之上、急度可申付候（以下略）

ここでは万延元年閏三月二十一日条〔史料6〕をうけて、その後の搗米屋・酒造屋・紋油屋の現状が述べられている。
すなわち、紋油屋についてはよく守られているが、特に酒造屋は長町木賃宿止宿以外の無宿空人別を働かせていることが
述べられ、今後は用捨なく処罰することが触れられている。

以上の概観を通して、長町木賃宿仲間の利害として注目される点を筆者の理解も含めて、あらためて整理すると次のよう
になる。一点目は、無宿空人別を止宿させ、口入れすることは長町木賃宿仲間に限つて認められた特権だということ。
二点目は、それにもかかわらず、長町木賃宿仲間以外で、無宿空人別の者を止宿させ、口入れする者が跡を絶たなかつた
こと。三点目は、そのような「小宿」・「ホウヒキ」に対して、長町木賃宿仲間は「働入足溜所」として追認し、それ以外
は禁止という形で対抗しようとしていること。四点目は、文久元年に長町木賃宿仲間の願いによって設置された救小屋も、
単に難渋人の救いに目的があるのではなく、米価並諸物価高騰を契機に増大する無宿・野非人といった存在の包摶を意図
したものであり、実質的には積極的に特権の拡大を狙っていること。五点目は、それでも長町木賃宿仲間や働入足溜所以
外から働入として無宿空人別の者を雇い入れる者は多く、そのような存在として特に酒造仲間が指摘されていることであ
る。

このように当該期の長町木賃宿仲間は、類似的・対抗的な諸存在の統出に対し、それらを取り込む形で積極的に特権
を拡大させており、そこで重要な要素が働入足溜所設置にあることがわかる。この働入足溜所については、長町木賃宿
仲間と口入屋仲間との争論が、口入屋仲間＝長町足溜という形で決着した点が注目される。この決着は、長町木賃宿仲間
の特権を前提にした実力行使だったといえるが、同時に働入足溜所設置の重要な前提ともなつたのではないか。ただ注意
しておくべきことは、「式目」の性格からもわかるように、口入屋仲間は長町足溜と「唱」えながらも、長町木賃宿仲間と
の類似性を強く否定していたことである。すなわち、働入足溜所は、長町木賃宿仲間と口入屋仲間の双方の思惑が交錯し
た所で発生した関係を前提としていたのである。

以上のような経緯で設置された働入足溜所をめぐる双方の利害を考えてみよう。まず注目されるのが、町触で長町木賃
宿仲間や働入足溜所以外から無宿空人別の者を雇い入れる存在として特に酒造家が指摘されていたことである。これにつ
いては、すぐに口入屋仲間が想起されるが、先に述べたように、口入屋仲間は長町木賃宿仲間との関係では既に「長町足
溜」と位置づけられていた。すなわち、口入屋仲間のあり方と町触の内容は矛盾しておらず、それどころか、実は口入屋
仲間以外に米踏働入を酒造家へ口入れする者が存在していたことがわかるのである。そしてそのような存在の一部が、新たに働入足溜所として追認され、長町木賃宿仲間との関係では口入屋仲間（長町足溜）とほぼ同様の立場になっていくの
である。しかしそれをかいくぐる存在は常に再生産されており、その多くが酒造家への口入れを行つており、先の町触では、そのような存在と酒造家との関係が指摘されていたのである。このような働入足溜所以外からの口入れは、長町木賃
宿仲間からみれば、当然、従来の特権にくわえて、口入屋仲間との争論を経て拡大させた特権（働入足溜所の設置）までも
侵されることを意味し、一方の口入屋仲間から見ると、働入足溜所であろうが、それ以外のかいくぐる存在であろうが、
それらは「式目」で強調されていた酒造仲間との固有の関係（「口入請負」）を侵す存在でしかなかった。口入屋仲間にと
つて働入足溜所の設置とは、そのような諸存在が長町木賃宿仲間との関係において社会的地位を獲得し、酒造仲間との

有の関係がいよいよ本格的に崩壊していくことを意味したのである。そもそも長町足溜とは、口入屋仲間にとつてみれば妥協の所産であったことを考へるとその代償はきわめて大きいものであったといえよう。

おわりに

ここまで「式目」を主な素材にしながら、そこに登場する諸存在の利害関係を軸に検討を進めてきた。「おわりに」では、これら諸存在について、本文では直接触れられなかつたいくつかの論点を都市社会史的な観点から敷衍しておこう。まず塚口屋の社会的性格に関わつて注目されることは、既に述べたように塚口屋は、公儀橋請負人として大量の旅籠屋株が赦免されていたが、それは他に貸し付けることを前提にしたものであつて、自らの経営は全く想定されていないことであつた。この点について近年の研究を参考すると、塚口屋と社会的性格が近似的な存在として注目されるのが、大坂難波新地開発請負人であり、開発資本の援助として大量の茶屋株が赦免された金田屋正助である。⁽²¹⁾ 両者はともに、自らの經營を前提としておらず、本来ならば一致しているはずの株の所有と經營が、初発の段階から分離している点で共通している。この二つの事例は、株や株仲間の特質を検討していくうえで重要な論点となるであろうし、さらに公儀橋修復（塚口屋）や都市開発（金田屋）に請負人を設定し、彼らを介在させるあり方は、近世社会の特質にも大きく関わつてくると考えられる。塚口屋に関わつて注目されるいま一つは、旅籠屋株の貸付先として、一般的な旅人を宿泊させるような存在ではない船宿・問屋などが想定されていたことである。両者は何れも宿泊機能を有する点で共通すると考えられるが、この内、問屋については、近年、問屋の性格づけに関わつて、その宿泊機能があらためて注目されている。⁽²²⁾ 荷主を宿泊させていたことを前提にした塚口屋の主張は非常に興味深いものといえよう。

次に都市大坂における下層社会の特質に関わつて以下の点を指摘しておきたい。吉田伸之氏は、江戸を事例にした一連

の研究において、巨大都市が随伴するものとして「日用」層と大店を指摘し、それらは近世社会を根底から崩しかねない存在として措定した。大坂の場合、まだまだ分析途上の段階であり、江戸と比較するほどの蓄積はないものの、まず、近世の巨大都市が多くの下層労働力に支えられて成り立つている点で、江戸と大坂は共通するが、長町は「日用」があつまる場所（町）であり、さらに長町木賃宿仲間に見られる、「無宿空人別之者」を扱うのは我々の特権だという主張は、江戸では見られない動向であり、これは大坂固有のものだといえるのではないだろうか。

最後に、残された課題は多方面にわたっているが、ここでは以下の二点に絞つて述べておきたい。第一は酒の生産にとって重要な存在である杜氏に言及し得なかつた点である。杜氏については、例えば酒造家名田屋清兵衛家についてみると、杜氏の存在は確認できるものの、それ以上の詳細は不明である。本稿で中心に据えた「式目」においても寛政期を前後して口入屋仲間による口入れを脱却していると考へられ、その具体像については課題として残ざるを得なかつた。第二は長町木賃宿仲間と口入屋仲間の争論を通して、近世大坂の都市下層社会をめぐる重要な論点を得られたと考えているが、ここではさらに無宿空人別の労人の具体像を追求していく必要があろう。この点を明らかにすることは、同時に口入屋仲間や長町木賃宿仲間を具体的に把握していくことにつながると考へられるからである。

(1) ①「近世都市酒造業の動態—大坂三郷の場合—」宮本又次編『商品流通の史的研究』（ミネルヴァ書房、一九六七年）、⁽²⁾ 「近世都市酒造業の経済構造—大坂三郷を中心として」宮本又次編『大阪の研究』第二巻（清文堂、一九六八年）。以上的小松論文からは多くのことを学んでいる。

(2) ○〇一年、拙稿⁽²⁾「近世大坂の酒仲次仲間と酒造仲間」『ヒストリア』一八三号（二〇〇三年）でも述べたことがある。

(3) 例えば『大阪市史』（初出は一九二一年）、宮本又次『株仲間の研究』（ここでは『宮本又次著作集』第一巻、講談社）、内田九州男「公儀橋と町人足」『大阪城天守閣紀要』一一（一九八三年）。これらは旅籠屋株の社会的性格や塚口屋の利害について

考慮されていないという点で共通するものの、内田論文は公儀橋修復等には公儀による負担と「御手伝人足」＝町人足による負担が存在しており、塚口屋の請負分は公儀負担分であったことを明らかにしたものであり、具体的な把握という点で注目される。

- (4) 『新修大阪市史』三巻（一九八九年）、岩田浩太郎「働く人々と木賃宿」吉村武彦他編『日本の歴史を解く「〇〇話』（文英堂、一九九四年）、杉森哲也「近世都市京都と『身分的周縁』」塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』（部落問題研究所、一九九四年）。
- (5) 「口入仲間申合式目」（森本家文書C二八一四八〈関西学院大学図書館収藏〉）。この史料は後述の「泉谷家文書」（関西学院大学図書館収藏）と同様に北堀江五丁目の酒造家名田屋清兵衛家に伝來した史料群である。
- (6) 例えば袖木学『酒造りの歴史』（雄山閣出版、一九八七年）。
- (7) 「大番中来翰綴」（泉谷家文書C二九一五二）。なお史料中には「八分口錢」とあるが、「八り」の誤りである。後述の注(10)を参照。
- (8) この史料は年欠であるが、「文久三年十月 大番中来翰書物入」とある包紙に包まれていた。そのため文久三年作成のものと推測される。
- (9) この点は先の名田屋清兵衛と平野屋清七のような得意関係を想定できよう。
- (10) 口錢とは酒造家から口入屋が得る収入である。詳細は省略するが、これは、あらかじめ酒造仲間側が設定する米踏賃銀のなかに含まれており、口入れ一人に対して口錢は銀八りと固定されていることが確認される（例えば「仲間要用控」（泉谷家文書C二九一二八））。
- (11) 「酒造取締諸用書写帳」（泉谷家文書C T二三一七）。
- (12) 第二の点は口入屋仲間と酒造仲間の関係を考える点で示唆的である。第二の点と先述の「式目」の背景を考え合わせると酒造仲間側に主導権が存在していたことは明白であろう。
- (13) このような点を考える場合、この時期（寛政期）の長町木賃宿仲間の動向をおさえておく必要があるが、後述の十九世紀後半を除いて長町木賃宿仲間の動向の詳細は不明である。
- (14) 公儀橋については、大坂城の防衛＝軍事的配慮からの設定であることが指摘されている（乾宏巳『なにわ 大坂菊屋町』柳
- (15) 塚口屋の請負分はそれと対応する公儀負担分だったのである。
- (16) この第一の点については前注(3)『大阪市史』や内田論文でも触れられている。なお、表中⑩⑪では塚口屋重三郎が出てくるが、重三郎にとって七兵衛は「先祖之者」にある。
- (17) 御橋修復手当銀とは、これまでの助成としての旅籠屋株赦免に加えて、銀一貫目二付一ヶ月一五匁の利子をつけての金融が認められたものである（同④）。
- (18) 以下の四つの町触は全て、前注(3)『大阪市史』四巻。
- (19) 町触中には「旅籠宿木賃宿」・「宿屋」等もあるが、無宿空人別の者の取扱を特權的に認められているのは長町木賃宿仲間である。そのためこれらは長町木賃宿を意味する。
- (20) 「日本国語大辞典」（小学館）によると、「宝引（ほうびき）」として、「福引の一種。……賭博的なものもあった」とある。「ホウヒキ」とは博奕宿的な意味であろうか。詳細は不明である。しかしここでは、先の「小宿」などと同様に、長町木賃宿仲間の特權を侵す存在という文脈で指摘されており、ここではそのような存在として理解しておく。
- (21) 金田屋の詳細については塚田孝「近世の都市社会史——大坂を中心に」（青木書店、一九九六年）を参照。
- (22) 塚田孝「身分制の構造」『岩波講座日本通史』一二巻（一九九四年、のち、同『近世身分制と周縁社会』東京大学出版社、一九九七年所収）。

出版会員登録会場

出版会員登録
登録料金
登録料金は、会員登録料金と会員登録料金の合計です。

おおさか とし はってん こうぞう 大阪における都市の発展と構造

2004年3月15日 第1版1刷印刷 2004年3月25日 第1版1刷発行

編者 塚田 孝

発行者 野澤伸平

発行所 株式会社 山川出版社

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-13

電話 03(3293)8131(営業) 03(3293)8134(編集)

<http://www.yamakawa.co.jp> 振替 00120-9-43993

印刷所 株式会社 シナノ

製本所 山田製本印刷株式会社

装幀 菊地信義

© 2004 Printed in Japan

ISBN4-634-52310-8

● 本には十分注意しておりますが、万一、落丁・乱丁などがございましたら
小社営業部宛にお送りください。送料小社負担にてお取り替えいたします。

● 定価はカバーに表示しております。

I 難波宮

都市史から見た難波宮・難波京研究の展望

はじめに 5

1 難波における都市の成立 6

2 難波宮 8

3 難波京および難波宮の周辺 10

まとめ 12

孝徳朝難波宮と仏教世界

——前期難波宮内裏八角殿院を中心にして

1 孝徳朝難波宮をめぐる近年の研究動向 15

2 孝徳朝の統治理念と仏教 19

3 前期難波宮内裏八角殿院の検討 24

むすびにかえて 36

古市晃

15

古市晃

5

II 大坂から大阪へ

十七世紀における都市大坂の開発と町人

はじめに 67

1 道頓堀の開発 69

2 開発の進展と安井家 72

おわりに 80

塚田孝

67

65

孝徳朝の難波宮と造都構想

緒言 41

1 難波長柄豊崎宮の規模 42

2 孝徳朝の造都構想 46

結語 58

積山洋

41

1 都市内地域

近世天満青物市場の構造と展開

はじめに 83

八木滋

85

- 1 天満青物市場の空間と仲間 86
 2 天満青物市場の展開——仲間外商人との関係から
 むすびにかえて 109

木村兼葭堂と北堀江五丁目

——近世大阪の都市社会構造との関連で

- はじめに 113

- 1 木村兼葭堂と都市社会の三つの位相 113

- 2 北堀江五丁目とその周辺 120

- おわりに 133

用達・館入与力・名代

——揖河播三カ国所領支配と都市的存在

- はじめに 138

- 1 旗本船越氏の知行所支配と都市的存在 138

- 2 用達 145

- 3 館入与力 150

- 4 名代 154

- 5 旗本船越氏の藏屋敷と都市的存在 158

塙田孝

熊谷光子

138

113

おわりに 162

一橋領知上方支配と川口役所

はじめに 168

- 1 川口役所の設置 170

- 2 勘定目録 176

- 3 藏元 183

- むすびにかえて 192

町田哲

佐賀朝

168

米騒動と都市地域社会

——大阪市北区上福島聯合区を素材に

島田克彦

226

明治期大阪の巨大工場と都市社会——造幣局を素材に

はじめに 199

- 1 造幣局の工場空間と社会構成 201

- 2 造幣局の「職工社会」 208

- おわりに 219

町田哲

199

- 1 府市共同廉売事業実施に至る経過 226

- はじめに 226

227

- はじめに 226

- 1 府市共同廉売事業実施に至る経過 226

227

2 上福島聯合区における米穀廉売
3 聯合区運営の担い手と住民
おわりに 248 239 231

2 上福島聯合区における米穀廉売
3 聯合区運営の担い手と住民
おわりに 248 239 231

2 職分と仲間

宝暦期における三井呉服店の大坂進出と大坂呉服商の対応 井戸田 史子
はじめに 253

- 1 大坂居付きの呉服・小袖屋 254
- 2 呉服現銀出店と大坂居付きの呉服屋との対立
- 3 大坂居付きの呉服現銀店 266

おわりに 272

259

大坂の唐葉問屋の組織と機構について

はじめに 276

- 1 株化以前の唐葉問屋
- 2 唐葉問屋の株仲間化
- 3 六組から五組へ 286
- 4 十人行司 289

279 277

渡辺 祥子

276

井戸田 史子

253 253

近世大坂の仲仕と仲間
はじめに 303
5 組頭・惣行司体制から年行司体制へ
おわりに 298 290

森 下 徹

303

- 1 明治初年の仲仕組合 304
- 2 近世における浜仲間の性格 310
- 3 浜仲間の変質 314
- 4 ベカ車の流行と仲仕 318

322

318

314

322

327

近世大坂の酒造労人口入屋仲間と都市社会
はじめに 327

屋久 健二

327

- 1 「式目」と口入屋仲間 328
- 2 塚口屋七兵衛と口入屋仲間 335
- 3 長町木賃宿仲間と口入屋仲間 341

おわりに

346

近代大阪の消防職員——特設消防成立期に焦点をあてて

飯田 直樹

はじめに 350

1 大阪市消防の時代と特設消防の成立 351

2 大阪市消防局公文書の概要 356

3 特設消防成立期の消防職員 359 356

おわりに 371

あとがき

塚田 孝

377

大阪における都市の発展と構造